

●第 20 回広島市都市計画審議会(H18 年7月 21 日開催)

議 案	名 称 等	議 案 の 内 容
広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)緑地の変更について (広島市決定)	8 号 西部河岸緑地	天満川右岸部分について、高潮護岸が整備されたことにより、護岸の最終形状が明らかになったため、安全で快適な歩行者空間や憩いの場として、市民の利用に供するとともに、都市景観の向上を図ることを目的に、護岸が整備された河川敷の形状に合わせて、新たに河岸緑地区域を追加するものである。 【面積】 約 11.6ha→約 12.4ha
広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)第一種市街地再開発事業の決定について (広島市決定)	若草町地区第一種市街地再開発事業	都市再生緊急整備地域（第三次）に指定されている当該地区において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることとし、商業・業務・ホテル等からなる複合施設及び都市型住宅を整備し、賑わいと魅力ある都市空間を形成するものであり、公募により選定された個人施行予定者より都市再生特別措置法第 37 条の規定の基づく都市計画の提案を受け、第一種市街地再開発事業の決定を行うものである。 【面積】 約 2.9ha
広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)都市再生特別地区の決定について (広島市決定)	若草町第一地区・第二地区	都市再生緊急整備地域（第三次）に指定されている当該地区において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることとし、商業・業務・ホテル等からなる複合施設及び都市型住宅を整備し、賑わいと魅力ある都市空間を形成するものであり、公募により選定された個人施行予定者より都市再生特別措置法第 37 条の規定の基づく都市計画の提案を受け、都市再生特別地区の決定を行うものである。 【面積】 約 2.9ha